

# 今月のトピックス

令和6年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL:<http://slmo.co.jp/>



二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当:町田】

## 【令和7年4月1日より育児・介護休業法の改正されます】

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置等が拡大されます。今回はその一部のご案内です。

### 《所定外労働の制限（残業免除）の対象範囲の拡大と子の看護休暇制度の見直し》

- ① 所定外労働の制限（残業免除）  
の対象の範囲を **3歳から小学校就学前の児童を養育する者** に拡大。

#### 改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

#### 改正後

- **小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に**

- ② 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を **小学校就学前から小学校3年生修了まで** に拡大。さらに **勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止** されます。

#### 改正前

【名称】  
● 「子の看護休暇」

【対象となる子の範囲】  
● 小学校就学の始期に達するまで

【取得事由】  
● 病気・けが  
● 予防接種・健康診断

【労使協定の締結により除外できる労働者】  
(1) 引き続き雇用された期間が6か月未満  
(2) 週の所定労働日数が2日以下

#### 改正後

【名称】  
● 「子の看護等休暇」

【対象となる子の範囲】  
● 小学校3年生修了までに**延長**

【取得事由】（※詳細は省令）  
● 感染症に伴う学級閉鎖等  
● 入園(入学)式、卒園式を**追加**

【労使協定の締結により除外できる労働者】  
● **(1)を撤廃し、(2)のみに**  
(週の所定労働日数が2日以下)

### 《介護離職防止のための周知・意向確認等の措置が義務化》

- ・労働者が介護を必要とする状況を申出た場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
- ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）の両立支援制度等に関する情報提供
- ・介護休業についての研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備

- 今ある介護に関する制度は介護休業（給付）、介護休暇、所定外労働の免除、所定外労働・深夜労働の制限、介護短時間勤務等の選択的措置義務があります。
- 介護休暇の**勤続6か月未満の労働者の労使協定除外の仕組みが廃止**されます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

夏季休業のお知らせ 弊社8月13日～8月16日は夏季休業とさせていただきます。